

**日程第4 委員会提出議案第1号 橋本市  
議会会議規則の一部を改正する  
規則について**

○議長（小林 弘君）日程第4 委員会提出議案第1号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員会委員長 17番 小西君。

〔17番（小西政宏君）登壇〕

○17番（小西政宏君）それでは、議会運営委員会の提出議案のご説明をさせていただきます。

今回、第1号ということで、橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

多様な人材の市議会への参画を推進する環境整備を図る観点から、議員として活動するにあたり制約となる要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を具体的に明文化するとともに、出産についても、産前産後期間に配慮した規定の整備を図るため、改正するものです。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 委員会提出議案第2号 新型コ  
ロonavirusワクチン接種に関する基本原則を周知すること及び非接種者に対する差別等への対策を求める意見書について と、  
日程第6 委員会提出議案第3号 新型コ  
ロonavirusワクチンの安定供給を求める  
意見書について**

○議長（小林 弘君）日程第5 委員会提出議案第2号 新型コロナウイルスワクチン接種に関する基本原則を周知すること及び非接種者に対する差別等への対策を求める意見書について と、日程第6 委員会提出議案第3号 新型コロナウイルスワクチンの安定供給を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
文教厚生委員会委員長 9番 南出君。

〔9番（南出昌彦君）登壇〕

○9番（南出昌彦君）それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

提出議案の第2号からです。新型コロナウイルスワクチン接種に関する基本原則を周知

すること及び非接種者に対する差別等への対策を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、昨年来、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令されているが、いまだ収束の兆しは見えない。市民が大きな不安を抱える中、本市においても新型コロナワクチン接種が始まっている。

厚生労働省ホームページには、1、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、接種が行われます。2、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいています。3、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう明記されている。

また、第17回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に提出された資料によると、ワクチンについては、(ア)感染予防効果については実証が困難である。(イ)ワクチン接種による集団免疫の効果は大規模な接種後まで分からないとの記載があり、効果の持続期間についても明らかになっていないことから、接種に慎重な市民も少なくない中、海外で新型コロナウイルスワクチンの接種済み証明書を求める動きがあることに呼応し、政府は国内で証明書を発行する方向で検討を始めたとの報道があったところである。既に接種が始まった医療従事者や高齢者施設入所者、職員間などでもワクチン接種への同調圧力が憂慮される中、証明書の発行による行動の制限や差別を誘発することが懸念される。

よって、国において下記の事項について至急措置されるよう強く要望する。

1、ワクチン接種は個々が自らの意思で判断するという基本原則が、国民に周知される

よう各自治体に対し、住民には厚生労働省ホームページに記載されている上記1から3の内容を周知するよう通知すること。

2、個人の意思によってワクチンを接種しない選択をした場合も、上記(ア)、(イ)の内容を周知することなどで、行動の制限や差別が生じることのないよう地方自治体と連携し対策すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(新型コロナウイルスワクチン接種担当)。

以上、提出議案第2号についての説明とさせていただきます。

次に、提出議案第3号の説明をさせていただきます。新型コロナウイルスワクチンの安定供給を求める意見書。

国内における新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見えない状況にあり、さらに感染力が強いとされている新たな変異ウイルスが国内で相次いで発見され、7月以降の感染爆発が懸念されるなど、今まで以上の感染予防対策の実施や医療提供体制の充実が求められている。

こうした中、感染防止対策の切り札として期待されているワクチン接種については迅速に進める必要があり、本市においても政府が示した11月末までの接種を完了させるべく、県、郡市医師会、各医療機関との連携の下、接種スピードを加速化させているところである。

折しも、国からファイザー社のワクチンが7月以降、これまでの供給量から減少することが発表され、64歳以下の方の接種に係る市町村の接種計画はもとより、医療機関の接種予約にも影響が出ている。

こうした現状を踏まえ、国におかれては、

都道府県及び市町村と連携・協力し、ワクチン接種の円滑な推進に向け、次の事項について迅速に取り組まれるよう強く要望する。

1、自治体が接種を計画的に進められるようワクチンの供給スケジュールを早期に示すとともに、自治体が要望するワクチン量を安定供給されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルスワクチン接種担当）。

以上、説明とさせていただきます。

議員各位にはご賛同のほど、よろしく願います。

○議長（小林 弘君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 新型コロナウイルスワクチン接種に関する基本原則を周知すること及び非接種者に対する差別等への対策を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 新型コロナウイルスワクチンの安定供給を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

○議長（小林 弘君）この際、ご報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第111条の規

定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査いただきたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（小林 弘君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（小林 弘君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）6月市議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ご提案させていただきました議案19件につきましては、慎重なるご審議の上ご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。審議の過程で頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、今後、十分にその意を踏まえ、市民の皆さまの信頼に応えることができますよう、検討してまいります。

さて、雨の多い時期を迎えるにあたり、いつ起こるか分からない災害への備えとして、避難される方や遠方にお住まいのご家族の方が、スマートフォンなどで簡単に避難所の混雑状況を確認し、分散避難を考慮して行動することができる環境づくりを進めるため、5月21日、株式会社バカンと協定を締結いたしました。

コロナ禍における避難所運営では、人との距離の確保や体調不良の方とのゾーニングが必要であることから、各避難所の収容可能人数がこれまでよりも少なくなるため、一部の避難所に人が集中しないような分散避難をしていただくことが重要です。避難所の混雑状況が確認できることで、分散避難や3密の回避が可能となり、市民の皆さまがより安全安心に避難していただくことができるようになります。有事の際の避難において混乱を回避し、スムーズな避難の一助となることを期待します。

また、災害対策基本法が改正され、令和3年5月20日からは、市民の皆さまが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な避難行動を取ることができるよう、避難に関する情報を新たな5段階の警戒レベルによりお伝えすることになりました。今回の改正において、これまで違いがよく理解されていなかった避難勧告と避難指示が一本化され、逃げ遅れ等がないよう、避難情報の在り方が包括的に見直されました。今後も气象台、国土交通省からの情報を活用し、この新しい警戒レベルに基づいた避難情報を発表するとともに、市民の皆さまにおかれましては、自らの命を自らが守るという強い自助の意識を持って、適切な避難行動を取っていただきますことを切にお願いいたします。

次に、今年も春の叙勲や褒章等において、各分野でご功労のあった方が受賞され、橋本市においては7名の方が受賞されました。受賞の皆さまには、中小企業の振興や社会福祉功労、消防功労や警察功労、矯正業務功労などの分野においてご功績のある方々で、その栄誉をたたえ、祝詞の贈呈を行いました。このたびは2名の女性受賞者がおられ、懇談会の中で、受賞を最も喜んでくれているのは夫であり、家族の多大な協力があってこそその受

賞であったという、家族愛あふれるお話に感銘を受けました。

また、ご勇退後は地元地域の自主防災会組織等に関わっておられることなどもお聞きしました。多年にわたり習得された知識や技術、また、豊富な経験は貴重な財産であり、今後とも、それぞれの地域においてご活躍いただくことを切に願っております。

ますます暑さが厳しくなる中、マスクをしていてもこまめな水分補給を行うなど、熱中症への対策が必要です。議員各位におかれま

しても、ご自愛いただくとともに、今後とも本市が抱える行政課題に取り組んでまいりますので、本市の状況を踏まえた適切なお意見を頂きますようお願いを申し上げ、6月市議会定例会の閉会のあいさついたします。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）これにて、令和3年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前9時55分 閉会）